

東近江行政組合救急医療特別会計条例

昭和52年11月1日
中部地域消防組合条例第10号

改正 平成3年3月1日 条例第5条
平成10年3月12日 条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、救急医療事業の円滑なる運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰越金、諸収入及び組合債をもってその歳入とし、総務費、救急医療費、公債費及び予備費をもってその歳出とする。

(弾力条項の適用)

第3条 この会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成3年3月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年3月12日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。